
共通仕様書（業務委託編）の改定について

～令和8年10月1日改定～

福島県土木部技術管理課

主な改定内容

改定項目	対象	変更概要	県仕様書対応頁	県仕様書への反映
① 屋外作業(夜間・休日)の手続き見直し	共通改定	夜間・休日作業の事前手続きが『書面提出』から『連絡主体』に緩和(現道は書面提出を継続)	20, 78, 222, 753	国交省改定の記載内容を反映
② 情報共有システム(電子書面)の扱い明確化(設計)	共通改定	電子書面＝正式書面として明確化(紙不要)	8, 68, 212, 742	国交省改定の記載内容を反映
③「情報共有システム」実施要領	共通改定	関係規程を統廃合し、出典を統一	22, 80, 223	福島県土木部「情報共有システム」実施要領(R8.4)を反映
④ コア管理・成果品の扱い明確化(地質)	地質調査	コア提出・保管・処分の取り扱い明確化	83	国交省改定の記載内容を反映
⑤ 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアルの改定	土木設計	魚類環境DNA調査、現地調査計画策定、ダム湖環境基図作成調査を追加	234～239, 434～438	国交省改定の記載内容を反映
⑥ 着工届等の見直し	様式集	電子契約への対応による見直し	771～808	契約日がシステム電子署名日となったことに伴う対応

※その他、国交省改定内容において、細かい文言の見直しが存在するため、対応する県仕様書ページへ反映

⇒電子化や手続きの簡素化に関する取扱いを共通仕様書へ反映し、
業務効率化及び実務運用の改善を図るものが中心

① 屋外作業(夜間・休日)の手続き見直し

対象: 共通改定

第 137 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。

— 78 —

従来の書面による事前連絡を、電話や電子メール等による連絡へ見直し、
手続きを簡素化。(なお、現道での作業は従来どおり)

②情報共有システム(電子書面)の扱い明確化

対象: 共通改定

29. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示が行われたものを有効とする。

ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したのも有効とする。

P212より抜粋

電子書面＝正式書面として扱うことを明確化。

⇒R6年度から、情報共有システムは適用原則化しているため、
紙での提出は原則不要

③「情報共有システム」実施要領

対象：共通改定

第42条 業務情報共有化（業務情報共有システム（ASP））

受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、業務情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「「情報共有システム」実施要領」に基づくこととする。

なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「「情報共有システム」実施要領」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

P22より抜粋

R8.4より受発注者が参照すべき規程を一本化し、
運用ルールの確認を容易にした。

④ コア管理・成果品の扱い明確化(地質)

対象:地質調査

第 204 条 成 果 物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質調査図（着色を含む）
- (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、ボーリング柱状図作成要領（案）又は、地質・土質調査成果電子納品要領（案）に従い柱状図に整理し提出するものとする。
- (3) 採取したコア提出の要否は、監督職員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは試料箱（コア箱）に、調査件名・孔番号・深度等を記入し、提出するものとする。なお、未固結の試料は、1 m 毎又は各土層ごとに標本ビン等に密封して収納するものとする。提出が不要な場合は、採取したコアと納めた試料箱(コア箱)の処分について監督職員と協議するものとする。
- (4) 採取したコア提出の要否は監督職員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアを標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1 m 毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。
- (5) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

P83より抜粋

提出不要な場合の、コア及びコア箱の取扱いについて明確化。

⇒個別案件ごとに処分方法や費用負担について整理

⑤河川水辺の国勢調査基本調査マニュアルの改定

対象：土木設計

第3節 河川水辺環境調査

本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター）に準拠して、実施するものとする。

第2111条 河川水辺環境調査の区分

河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 基本調査
 - 1) 魚類採捕調査
 - 2) 魚類環境DNA調査
 - 3) 底生動物調査
 - 4) 植物調査
 - 5) 鳥類調査
 - 6) 両生類・爬虫類・哺乳類調査
 - 7) 陸上昆虫类等調査
 - 8) 河川環境基図作成調査
- (2) 河川空間利用実態調査
- (3) 河川水辺総括資料作成調査

P236より抜粋

マニュアルの改訂により、調査項目等が新たに追加

⑥着工届等の見直し

対象:様式集

- ・電子契約において、契約日が電子署名日(システム上のタイムスタンプ日)となったことにより、契約日より契約工期の始期が前となっている業務があったため、着工届等の契約日の記載を削除

→受注者から提出される各種様式について記載内容を確認！！

様式-1

提出書類一覧表・標準様式

旧

委託業務着手届

年 月 日

(契約権者)

様

住所

受注者

氏名

年 月 日付け契約の下記委託業務は、年 月 日着手しましたので届けます。

様式-1

提出書類一覧表・標準様式

新

委託業務着手届

年 月 日

(契約権者)

様

住所

受注者

氏名

下記委託業務は、年 月 日着手しましたので届けます。

**※着手届のほか、各技術者(変更)通知書、支給材料受領書、貸与品借用(返納)書、
部分使用同意願・同意書、委託業務完了届、再委託(変更)承諾申請書も併せて更新**

(参考) 国交省新旧对照表